事業系ごみの分け方・出し方

ごみの減量・リサイクルと 適正処理へのご協力を お願いします!

事業系ごみとは?

家庭生活から出るごみ以外のごみを指します。

例)事務所、店舗、工場、病院、学校、福祉施設、保育園、官公庁、各種団体、農業に伴うごみ、保養所、自治会活動から出るごみ、 マンションの管理行為によって出るごみ など



事業系ごみの基本的なルール

(1) 分別してください

「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分けてください

事業系ごみ



産業廃棄物

産業廃棄物に該当しないごみ 事業系一般廃棄物

(2) 分別したごみは、それぞれ下記のとおり処理してください

産業廃棄物

許可を受けた産業廃棄物処理業者に 委託する。

事業系 -般廃棄物

- ・許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可 業者に委託する。
- ・排出者が直接持ち込む。

注意!

事業系ごみは、 家庭ごみの集積所へ 排出することはできま

<u>せん。</u>



分け方と処理方法



家庭ごみの分別とは違います

主な産業廃棄物

廃プラスチック類

- ・食品トレイ
- ・お菓子やパンの袋
- パック、カップ類
- 発泡スチロール
- ・ペットボトル
- 廃タイヤ
- ・農業用ビニール等

金属くず

- ・缶、一斗缶、ドラム缶
- 事務机(金属製)
- ・フライパン、鍋 等



・ガラス製、陶器製食器 • 鏡

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

• びん

• 瓦 等



複数の素材でできたもの

- •コピー機、FAX機
- 蛍光灯
- 乾電池
- 自転車
- 小型家電製品 等





◎処理方法

許可を受けた産業廃棄物処理業者に 委託する。

産業廃棄物です。

産業廃棄物の収集運搬業許可業者は、

「一般社団法人滋賀県産業資源循環協会」のホーム ページ等で公開しています。取扱種類が限定されてい ますので詳しくは各業者にお問い合わせください。

従業員が飲食したごみも、事業所で集めて

処理する場合は、事業系ごみとなり、弁当

パック等のプラスチック、ペットボトル、かんは

↓委託した業者をメモ

業者

住所

電話番号

主な事業系一般廃棄物

生ごみ

- ・食品の食べ残し
- ・売れ残り
- 調理くず 等

木くず







• 割り箸





紙くず

- 紙おむつ
- ・ティッシュペーパー
- オフィス紙、シュレッダー (リサイクルできないもの)

繊維くず

- ・ウエス
- ・ 作業着 (合成繊維除く)
- 布団(合成繊維除く)



◎処理方法

手順① 事業系一般廃棄物を3種類に分ける。

・事前手続き不要(申出書不要)

・搬入前日までに申出書提出

・搬入施設や受入量に制限あり

・搬入1週間前までに事前相談の上、

- ◇ 可燃ごみ 長さ40cm未満で、透明袋に入るごみ
- ◇ 大型ごみ 長さ40cm以上で、透明袋に入らないごみ
- ◇ 刈草·剪定枝

<u>注意点</u>

◇可燃ごみ

◇大型ごみ

·透明袋使用

◇刈草·剪定枝

申出書提出

・1日1回5点まで

手順② 市の処理施設に持ち込む。

- □ 許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する。 マニフェスト交付(排出者→委託業者)
- □ 排出者が直接持ち込む。

1 回の搬入が 200kg 以上の場合、<u>マニフェスト</u>提出(排出者→搬入施設)`



収集運搬業許可業者等、処理方法の 詳細は市ホームページにも掲載して います。

紙ごみ等の減量や

マニフェスト、搬入施設、一般廃棄物





大津市環境部廃棄物減量推進課 まで

一般廃棄物、申出書提出、その他分別等に関すること

大津市御陵町3番1号(新館3階) 電話 077-528-2802

↓委託した業者をメモ

業者

電話番号

住所

大津市 事業系ごみ